

(3)保護者の目の届かないところでもお子様を見守れるように、フィルタリングなどを設定しましょう。

利用する機器やサービスの「初期設定」をお子様任せにいませんか？

「子供を信頼する」と「子供の安全を守る」ことは別問題、最初の対応が肝心です。

●「フィルタリング」と「ウイルス対策」のペアでセキュリティ対策を行いましょう。

危険なサイトに行かないように守る「**フィルタリング**」

危険なものの侵入を防ぐ「**ウイルス対策**」

- 個人情報を盗むなりすましサイト
- 架空請求などを目的とするサイト
- 犯罪やトラブルを誘発する交流サイト
- ウイルスファイルをまき散らすサイト



フィルタリング

ウイルス対策

- 健全な運営状態にあるサイト
- 許可リストにあるサイト
- その他、安心な一般サイト

- ウイルスなどの不正プログラム（不正アプリを含む）
- ウイルスなどが仕込まれたメール
- アドレス帳など、個人情報へのアクセス

- 一般的なメールやメルマガ
- 友人や知人からのメッセージ
- 信頼できるアプリ など

A スマートフォン・携帯電話を持たせる場合

● 購入時に18歳未満の青少年に使用させることを申し出て、**①携帯電話会社のフィルタリング**を利用しましょう。

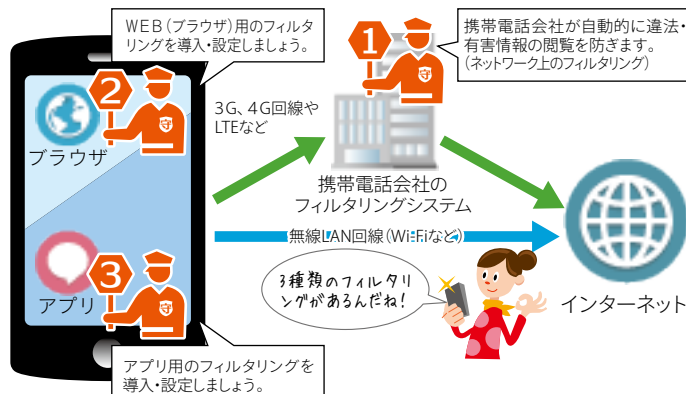
● スマートフォンは**②WEB(ブラウザ)用**と**③アプリ用**の端末内のフィルタリングを利用しましょう。

青少年インターネット環境整備法第17条第2項において、保護者は18歳未満の青少年に使用させるために携帯電話・スマートフォンを購入する場合は、携帯電話会社に**その旨を伝える義務**があります。

① 携帯電話会社のフィルタリングを利用しましょう。

携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)を使ってインターネットに接続する場合

購入時に携帯電話会社のフィルタリングサービスに申し込むことで、自動的に違法・有害情報の閲覧を防ぐことができます。(ネットワーク上のフィルタリング)



② WEB(ブラウザ)用のフィルタリングを設定しましょう。

スマートフォンは、**携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)**に加えて、**無線LAN回線(Wi-Fiなど)**を使ってインターネットに接続することができます。

ご自宅やコンビニ・公共交通機関などで無線LAN回線(Wi-Fiなど)に接続させる場合には、フィルタリングが適用されているか確認しましょう。

無線LAN回線(Wi-Fiなど)を利用する場合には、**①フィルタリングが適用されない場合があります**。お子様のスマートフォンに**②WEB(ブラウザ)用のフィルタリングアプリを設定して(端末内のフィルタリング)**、違法・有害情報の閲覧を防ぎましょう。

③ アプリ用のフィルタリングを設定しましょう。

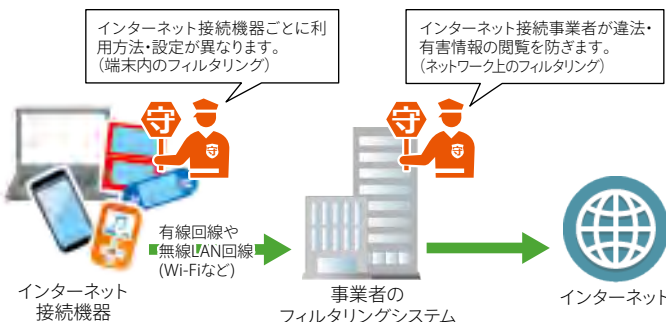
スマートフォンでは、ホームページなどを閲覧するブラウザ以外にも、**様々な機能やサービスを提供するアプリ**があります。アプリは、ブラウザを使わずに、直接、インターネットを利用しているため、**①や②のフィルタリングが適用されない場合があります**。

そのため、お子様の安全で安心できる利用環境を保つには、**アプリ用のフィルタリングを導入・設定する必要があります(端末内のフィルタリング)**。

アプリ用のフィルタリングを導入・設定するには、**機器にフィルタリングアプリを導入したり、アプリのインストールや起動を制限する機器本体の機能を活用したりする方法**があります。スマートフォンによって**使い方や設定が異なります**ので、**購入時に販売店やメーカー、ホームページで確認**しましょう。

※3つのフィルタリングを、1つのアプリや設定で管理できるスマートフォンもありますので、店頭などで確認しましょう。

B ノートパソコン・携帯ゲーム機・タブレット端末・携帯音楽プレイヤーなどを持たせる場合



● お子様に機器を持たせる前に設定する

保護者の目が届かないところで、お子様がインターネットを利用する可能性がある場合には、**どんなときでもお子様の安全を守ることができるよう、フィルタリングや閲覧制限・課金制限などのペアレンタルコントロール機能を積極的に利用**しましょう。

タブレット端末や携帯音楽プレイヤーの中には、インターネットに接続してスマートフォンと同じようなアプリやサービスを利用できるものもあります。

お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存知ですか？ 無線LAN回線(Wi-Fiなど)の利用などについて、**普段の会話の中で確認**しておきましょう。

◎コミュニティサイトの利用を通じて被害を受けた青少年のうち、9割以上がフィルタリング未加入です。

平成21年以降、毎年1,000人を超える児童が青少年保護育成条例違反などの福祉犯の被害に遭っています。引き続き、保護者や関係機関・団体による青少年保護の取組が必要です。(警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について」などより)